

秋 田 県

土木工事共通仕様書

令和 8 年 1 0 月 1 日以降適用

仕 様 書

第 1 4 編 農道編

赤字：秋田県独自項目

青字：今回改訂部分

(R8.10.1 改訂)

目 次

第14編 農道編	1
第1章 農道工	1
第1節 適 用	1
1-1-1 ■適 用	1
第2節 一般事項	1
1-2-1 ■適用すべき諸基準	1
1-2-2 ■一般事項	1
1-2-3 ■材料	1
第3節 土 工	1
1-3-1 ■掘削工	1
1-3-2 ■盛土工	2
1-3-3 ■路体盛土工	2
1-3-4 ■路床盛土工	2
1-3-5 ■整形仕上げ工	2
1-3-6 ■作業残土処理工	2
第4節 地盤改良工	2
1-4-1 ■路床安定処理工	2
1-4-2 ■サンドマット工	2
1-4-3 ■バーチカルドレーン工	2
1-4-4 ■締固め改良工	2
1-4-5 ■固結工	2
第5節 法面工	2
1-5-1 ■作業土工	2
1-5-2 ■植生工	3
1-5-3 ■法面吹付工	3
1-5-4 ■法枠工	3
1-5-5 ■アンカー工	3
1-5-6 ■かご工	3
第6節 擁壁工	3
1-6-1 ■作業土工	3
1-6-2 ■既製杭工	3
1-6-3 ■場所打杭工	3
1-6-4 ■場所打擁壁工	3
1-6-5 ■プレキャスト擁壁工	3
1-6-6 ■補強土壁工	3
1-6-7 井桁ブロック工	3
1-6-8 ■小型擁壁工	3
第7節 石・ブロック積（張）工	4

1-7-1 ■作業土工	4
1-7-2 ■コンクリートブロック工	4
1-7-3 ■緑化ブロック工	4
1-7-4 ■石積（張）工	4
第8節 カルバート工	4
1-8-1 ■作業土工	4
1-8-2 ■既製杭工	4
1-8-3 ■場所打杭工	4
1-8-4 現場打カルバート工	4
1-8-5 ■プレキャストカルバート工	4
第9節 小型水路工	4
1-9-1 ■作業土工	4
1-9-2 ■側溝工	4
1-9-3 ■管渠工	5
1-9-4 集水樹工	5
1-9-5 ■地下排水工	5
第10節 落石防護工	5
1-10-1 ■作業土工	5
1-10-2 ■落石防止網工	5
1-10-3 ■落石防止柵工	5
第11節 構造物撤去工	5
1-11-1 ■構造物取壊し工	5
第12節 舗装工	5
1-12-1 ■一般事項	5
1-12-2 ■粒状路盤材の修正C B R及びP I	5
1-12-3 ■粒度調整路盤材の修正C B R及びP I	6
1-12-4 ■コンクリート舗装の材料	7
第13節 路面排水工	7
1-13-1 ■作業土工	7
1-13-2 ■側溝工	7
1-13-3 ■管渠工	7
1-13-4 ■集水樹工	7
第14節 付帯施設工	7
1-14-1 ■作業土工	7
1-14-2 ■安全施設工	7
1-14-3 ■標識工	7
1-14-4 ■区画線工	7
1-14-5 ■縁石工	7
1-14-6 ■境界工	7
1-14-7 付属物工	7

第14編 農道編

第1章 農道工

第1節 適用

1-1-1 ■適用

本章は、アスファルト舗装、コンクリート舗装及び土砂系舗装その他これらに類する工種について適用するものとする。

ただし、耕作道路等のように、簡易な構造の土砂系舗装は適用除外とする。

本章に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 一般事項

1-2-1 ■適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- | | | |
|----------------------|---------------|-------------|
| (1) 土地改良事業計画設計基準 | 計画「農道」・設計「農道」 | 農林水産省農村振興局 |
| (2) 土地改良施設 耐震設計の手引き | | 農林水産省 |
| (3) コンクリート標準示方書 | | (公社) 土木学会 |
| (4) 道路橋示方書・同解説 | | (公社) 日本道路協会 |
| (5) 道路土工－仮設構造物工指針 | | (公社) 日本道路協会 |
| (6) 道路土工－切土工・斜面安定工指針 | | (公社) 日本道路協会 |

1-2-2 ■一般事項

一般事項については、第1編1-2-4-1一般事項の規定によるものとする。

1-2-3 ■材料

材料は、第17編1-2-3■材料及び第2編材料編の規定によるものとする。

第3節 土工

1-3-1 ■掘削工

1. 掘削工

掘削工の施工については、第1編1-2-4-2掘削工の規定によるものとする。

2. 路床切土工

- (1) 受注者は、在来地の地盤を路床として利用する場合、指定の縦横断面形状に仕上げなければならない。この場合、路床土を乱さないよう施工しなければならない。
- (2) 受注者は、切土して路床を仕上げる場合、適切な排水処理をしなければならない。
- (3) 受注者は、路床面において所定の支持力が得られない場合、又は均等性に

疑問がある場合には、監督職員と協議して施工しなければならない。

1-3-2 ■盛土工

1. 盛土工

盛土工の施工については、第1編1-2-3-3盛土工の規定によるものとする。

2. 路肩部分等の盛土

受注者は、路肩盛土の施工において、一層の仕上がり厚が30cm以内となるようにまき出し、締固めなければならない。

1-3-3 ■路体盛土工

路体盛土工の施工については、第1編1-2-4-3 ■路体盛土工の規定によるものとする。

1-3-4 ■路床盛土工

路床盛土工の施工については、第1編1-2-4-4 ■路床盛土工の規定によるものとする。

1-3-5 ■整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、第1編1-2-4-5 法面整形工の規定によるものとする。

1-3-6 ■作業残土処理工

作業残土処理工の施工については、第13編1-3-9 ■作業残土処理工の規定によるものとする。

第4節 地盤改良工

1-4-1 ■路床安定処理工

路床安定処理工の施工については、第3編3-2-7-2 路床安定処理工の規定によるものとする。

1-4-2 ■サンドマット工

サンドマット工の施工については、第3編3-2-7-6 サンドマット工の規定によるものとする。

1-4-3 ■バーチカルドレーン工

バーチカルドレーン工の施工については、第3編3-2-7-7 バーチカルドレーン工の規定によるものとする。

1-4-4 ■締固め改良工

締固め改良工の施工については、第3編3-2-7-8 締固め改良工の規定によるものとする。

1-4-5 ■固結工

固結工の施工については、第3編3-2-7-9 固結工の規定によるものとする。

第5節 法面工

1-5-1 ■作業土工

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3 作業土工（床堀り・埋戻し）の規

定によるものとする。

1-5-2 ■植生工

植生工の施工については、第3編3-2-14-2 ■植生工の規定によるものとする。

1-5-3 ■法面吹付工

法面吹付工の施工については、第3編3-2-14-3 吹付工の規定によるものとする。

1-5-4 ■法枠工

法枠工の施工については、第3編3-2-14-4 法枠工の規定によるものとする。

1-5-5 ■アンカー工

アンカー工の施工については、第3編3-2-14-6 アンカー工の規定によるものとする。

1-5-6 ■かご工

かご工の施工については、第3編3-2-14-7 かご工の規定によるものとする。

第6節 擁壁工

1-6-1 ■作業土工

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3 作業土工（床堀り・埋戻し）の規定によるものとする。

1-6-2 ■既製杭工

既製杭工の施工については、第3編3-2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。

1-6-3 ■場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編3-2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。

1-6-4 ■場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

1-6-5 ■プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁工の施工については、第3編3-2-15-2 プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。

1-6-6 ■補強土壁工

補強土壁工の施工については、第3編3-2-15-3 補強土壁工の規定によるものとする。

1-6-7 井桁ブロック工

受注者は、枠の組立てに当たり、各部材に無理な力がかからないように法尻から順序よく施工しなければならない。

1-6-8 ■小型擁壁工

小型擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第7節 石・ブロック積（張）工

1-7-1 ■作業土工

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3 作業土工（床堀り・埋戻し）の規定によるものとする。

1-7-2 ■コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第3編3-2-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

1-7-3 ■緑化ブロック工

緑化ブロック工の施工については、第3編3-2-5-4 緑化ブロック工の規定によるものとする。

1-7-4 ■石積（張）工

石積（張）工の施工については、第3編3-2-5-5 石積（張）工の規定によるものとする。

第8節 カルバート工

1-8-1 ■作業土工

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3 作業土工（床堀り・埋戻し）の規定によるものとする。

1-8-2 ■既製杭工

既製杭工の施工については、第3編3-2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。

1-8-3 ■場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編3-2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。

1-8-4 現場打カルバート工

1. 受注者は、均しコンクリートの施工に当たり、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、目地材及び止水板の施工に当たり、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

1-8-5 ■プレキャストカルバート工

プレキャストカルバート工の施工については、第3編3-2-3-2 8 プレキャストカルバート工の規定によるものとする。

第9節 小型水路工

1-9-1 ■作業土工

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3 作業土工（床堀り・埋戻し）の規定によるものとする。

1-9-2 ■側溝工

側溝工の施工については、第10編10-1-10-3 側溝工の規定によるものとする。

1－9－3 ■管渠工

管渠の施工については、本章第8節1－8－5 ■プレキャストカルバート工の規定に準じるものとする。

1－9－4 集水枳工

1. 受注者は、集水枳の基礎について、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、集水枳の施工について、小型水路との接続部で漏水が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、集水枳の施工について、路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、集水枳蓋の設置について、集水枳本体及び路面に段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

1－9－5 ■地下排水工

地下排水工の施工については、第10編10－1－10－6 地下排水工の規定によるものとする。

第10節 落石防護工**1－10－1 ■作業土工**

作業土工の施工については、第3編3－2－3－3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

1－10－2 ■落石防止網工

落石防護網工の施工については、第10編10－1－11－4 落石防止網工の規定によるものとする。

1－10－3 ■落石防止柵工

落石防護柵工の施工については、第10編10－1－11－5 落石防護柵工の規定によるものとする。

第11節 構造物撤去工**1－11－1 ■構造物取壊し工**

構造物取壊し工の施工については、第3編3－2－9－3 構造物取壊し工の規定によるものとする。

第12節 舗装工**1－12－1 ■一般事項**

舗装工の施工については、下記を除き第13編第1章第7節道路工の規定による。

1－12－2 ■粒状路盤材の修正CBR及びPI

下層路盤に使用する粒状路盤材の修正CBR及びPIは、表1－1の規格に適合するものとする。

表 1-1 下層路盤の品質規格

工法	種 別	試験項目	試験方法	交通量	規格値
粒状路盤	クラッシャーラン	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	I-1 交通	9以下
				I-2 交通以上	6以下
	砂利、砂再生クラッシャーラン等	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	I-1 交通	10以上 [20以上]
				I-2 交通以上	20以上 [30以上]

※アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャーランの修正CBRは〔 〕内の数値を適用する。なお、40℃でCBR試験を行う場合は、〔 〕内を適用しない。

※鉄鋼スラグにはPIは適用しない。

※再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。

1-12-3 ■粒度調整路盤材の修正CBR及びPI

上層路盤に使用する粒度調整路盤材の修正CBR及びPIは、表1-2の規格に適合するものとする。

表 1-2 上層路盤の品質規格

種 別	試験項目	試験方法	交通量	規格値
粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	I-1 交通	4以下
			I-2 交通以上	
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	I-1 交通	60以上
			I-2 交通以上	80以上
再 生 粒 度 調 整 砕 石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	I-1 交通	4以下
			I-2 交通以上	
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	I-1 交通	60以上 [70以上]
			I-2 交通以上	80以上 [90以上]

※アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石の修正CBRは〔 〕内の数値を適用する。なお、40℃でCBR試験を行う場合は、〔 〕内を適用しない。

※粒度調整路盤に用いる破碎分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。

1-12-4 ■コンクリート舗装の材料

コンクリート舗装の材料のうち、コンクリート舗装工で使用する上層・下層路盤材の修正CBR及びPIは、表1-1及び表1-2の規格に適合するものとする。

第13節 路面排水工**1-13-1 ■作業土工**

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

1-13-2 ■側溝工

側溝工の施工については、第10編10-2-5-3側溝工の規定によるものとする。

1-13-3 ■管渠工

管渠の施工については、第16編1-7-3■プレキャスト暗渠工の規定によるものとする。

1-13-4 ■集水桝工

集水桝の施工については、第16編1-8-2■分水工の規定によるものとする。

第14節 付帯施設工**1-14-1 ■作業土工**

作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

1-14-2 ■安全施設工

安全施設工の施工については、第16編1-12-3安全施設工の規定によるものとする。

1-14-3 ■標識工

1. 一般事項については、第10編10-2-9-1■一般事項の規定によるものとする。
2. 材料については、第2編2-2-12-1道路標識の規定によるものとする。
3. 標識工の施工については、第3編3-2-3-6小型標識工及び第10編10-2-9-4大型標識工の規定によるものとする。

1-14-4 ■区画線工

区画線工の施工については、第3編3-2-3-9区画線工の規定によるものとする。

1-14-5 ■縁石工

縁石工の施工については、第3編3-2-3-5縁石工の規定によるものとする。

1-14-6 ■境界工

境界工の施工については、第10編10-2-12-3境界工の規定によるものとする。

1-14-7 付属物工

1. 受注者は、視線誘導標の施工に当たり、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。
2. 受注者は、視線誘導標の施工に当たり、支柱を打込む方法によって施工する場合、

支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打込まなければならない。

また、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。

3. 受注者は、視線誘導標の施工に当たり、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。

4. 受注者は、視線誘導標の施工に当たり、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定めた位置に設置しなければならない。

ただし、その位置に支障がある場合、又は設計図書に設置位置が示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

5. 受注者は、距離標を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならない。

ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合、又は設計図書に設置位置が示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

6. 受注者は、道路鋸の設置に当たり、設計図書に定められた位置に設置しなければならない。なお、設置位置が示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。